

○議長（茅沼隆文）

日程第4 議案第43号 開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成町南部地区土地区画整理事業の施行に伴い、条例適用の区域の範囲に存在する町名等が変更となったため、開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第43号 開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月19日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例の一部改正につきましては、開成町南部地区土地区画整理事業により新町名・地番が平成27年5月2日に施行されたことによりまして、条例適用の区域の範囲を新町名・地番へ変更するものであります。これは、本来、5月2日以前に条例の一部改正をすところ、遅くなってしまったことにつきましては大変申しわけなく考えているところでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、開成町条例第 号。

開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例。

開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成25年開成町条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前。区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合、第3条、この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。こちらの表の中の区域の範囲、こちらが今回変更となる部分ですけれども、改正前が牛島字戸中542番1、これから裏面の宮台字砂糖堀田1151番1、これまでの区域の範囲が、改正後は区域の範囲といたしまして、みなみ五丁目2番、みなみ五丁目3番、こちらは、1枚おめくりいただきますと参考資料に斜めの線が入っていますが、条例適用の区域の範囲ということでみなみ五丁目の2番と3番という形で、このエリアに新たになるという形でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の規定は平成27年5月2日から適用する。

説明のほうは以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

2番、山田貴弘議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

このたびの条例改正の内容については理解するところなのですが、今回、今日、提案に至った部分で、ちょっと遅いなという部分で、どのようなチェック体制を行政内部の中でされているのか。当然、これ5月2日、みなみ地区としての住所地が施行された中で整合性というのがないと、法律、条例等、複雑化している中で、漏れがあってはいけないという部分では懸念するところが出てくると思います。我々、議会の議決を有する場合でも通年議会というものをとって、そういう問題が起きないような形で議会は体制を整えているつもりであります。そのような中で、今回、6月19日、できれば、5月2日施行後でも構わないのですけれども、5月8日にできなかったのかどうか。そこら辺も含めた中で、どのような体制をとって条文の整合性を町として整えているのか、そこがちょっと気になりますので、答弁のほうをよろしく願いします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

まず最初に、いわゆる地番の変更につきましては、私ども、まちづくり部の街づくり推進課のほうで主に担当しておりました。したがって、部内の連絡調整、周知徹底もきちんとできていなかったということで、深くおわび申し上げます。

この内容につきましては、関係所管部局を通じてそれぞれ周知は図っているところでございますけれども、まことに申しわけないことございまして、お膝元の

私どものところで周知から漏れてしまったということでございます。ご指摘はごもっともでございます。今後、十分注意をさせていただきたいと思っております。また、5月のもっと前の段階で条例の改正の議案が上程できなかったのかといったご指摘につきましても、正直に申し上げて発見が遅れたということが事実でございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、よろしいですか。

菊川議員。

○11番（菊川敬人）

11番、菊川です。

今の同僚議員の意見と全く私も同感でありまして、常に水平展開していかないと、こういう漏れというのは発生してくるかなというふうに思うのです。今回、ここで地番の変更が出されたわけではありますが、このほかに、あと変更しなくてはいけないというものがまだあるのかどうか、もうそれは全部、全てチェックされて、これで滞りなく終了するのだよという形なのかどうか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

私どもの確認したところでは、お恥ずかしいところですが、これが一つというふうに確認しております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

お二人の議員からご指摘をいただいた部分でありますけれども、管理職においては月に2回、課長会議と、あと政策決定会議というふうな会議を持っていますので、当然、体制というふうな部分も関連があるのですけれども、情報を共有するという場面の中で2回の会議を持っていますので、ここの課でこういうふうな条例の改正があるといったことも含めて、随時、情報共有しているような機会があるのですけれども、たまたま、この件については漏れてしまったといったことでございます。以後、こういうふうなことがないように徹底を図っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑はよろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第43号 開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。